

令和5年度静岡県景観づくり推進本部会議

令和5年9月1日(金) 午後1時30分～
別館9階特別第1会議室

1

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告
 本県の景観施策及び後期行動計画について
- 4 議題
 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について
- 5 閉会

2

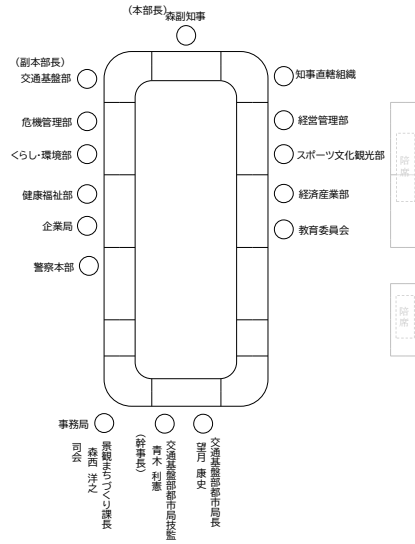
出席者一覧			
部局名	役職	氏名	備考
副知事		森 貴志	本部長
知事直轄組織	知事戦略局理事 兼総務課長	野毛 勉	(代理出席)
危機管理部	部長 兼危機管理監代理	森本 哲生	
経営管理部	部長	京極 仁志	
くらし・環境部	部長	高畑 英治	
スポーツ・ 文化観光部	部長	村松 毅彦	
健康福祉部	部長	八木 敏裕	
経済産業部	部長	増田 始己	
交通基盤部	部長	勝又 泰宏	副本部長
企業局	局長	木野 雅弘	
教育委員会	理事	宮崎 文秀	(代理出席)
警察本部	渉外企画管理官	岡澤 尚浩	(代理出席)

出入口

出入口

座席表

日時:令和5年9月1日(金)午後1時30分～
場所:県庁別館9層特別第1会議室



2 挨拶

3 報告
本県の景観施策及び後期行動計画について
(「ふじのくに景観形成計画 行動計画[後期]」関係)

5

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について



6

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

静岡県の取組 ～ふじのくに景観形成計画策定まで

昭和63年 静岡県景観形成ガイドプラン策定

- ・県内46市町村において景観形成ガイドプランを策定
- ・県内9市町において都市景観の自主条例を施行

平成16年 景観法制定

平成18年 新静岡県景観形成ガイドプラン策定

10年間の取組

- ・24市町が景観行政団体へ移行(政令市2市を含む)
- ・県内19市町が景観計画を策定
- ・公共事業における景観形成の指針である「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」を策定
- ・富士山周辺景観形成保全行動計画を策定

10年間の社会経済情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化及び市町合併の進展
- ・大規模災害への備え
- ・交流人口の拡大
- ・広域交通ネットワークの進展
- ・自然エネルギー活用の進展
- ・耕作放棄地、空き家・空地の増加

平成28年 美しい静岡 景観づくり宣言

平成29年3月 ふじのくに景観形成計画の策定・公表

- ・本県が誇る美しい景観を、社会総掛かりで世界水準へと更に磨き上げていくことを目指し、県が取り組むべき方策や行動を示す
- ・計画を着実に実現していくための“景観形成マネジメント”を重視

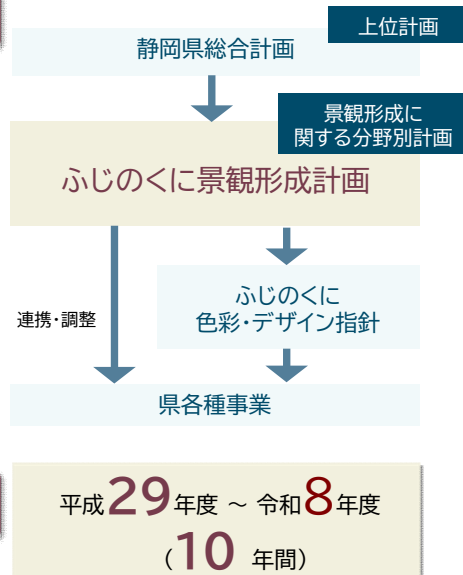
7

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

ふじのくに景観形成計画の位置付け



位置
付け



計画
期間

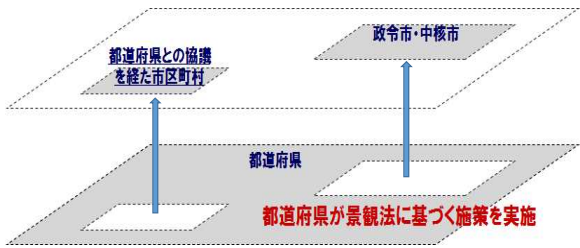
8

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

景観形成の主体

景観法運用指針「景観行政団体については、**住民に最も近い自治体である市町村が中心的役割を担う**ことが望ましい」としている

- ・県、政令市、中核市は同法上、景観行政団体となっている
 - ・その他の市町村は県に代わって景観行政事務を行うことができる(県との協議が必要)
- ⇒ 令和2年度から県内全市町が景観行政団体



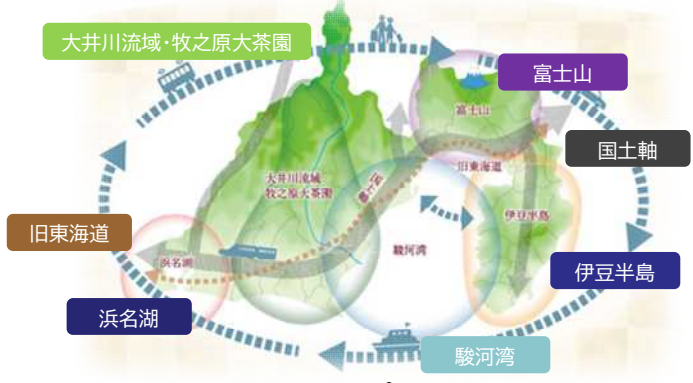
静岡新聞 朝刊
令和2年4月3日(金)



3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

目指す姿と7つの広域景観

目指す姿は、県土全体を伝統的な庭園様式に見立てた「ふじのくに回遊式庭園」

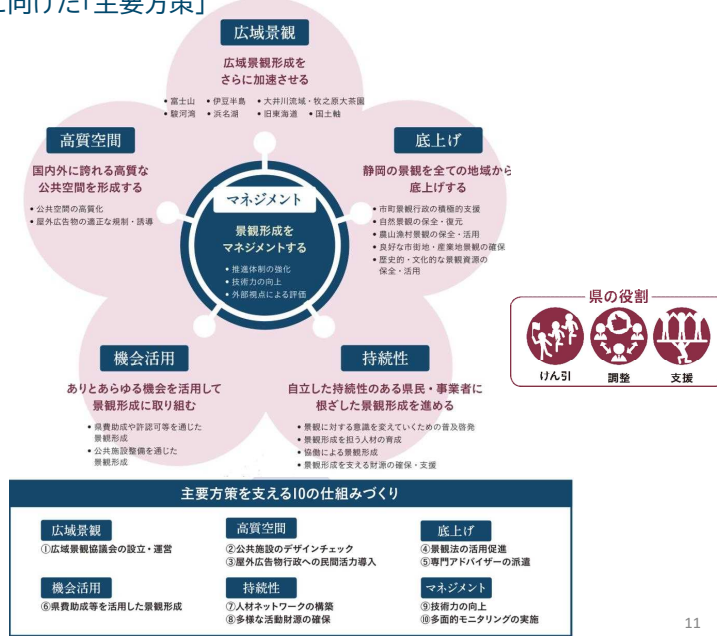


6つの主要方策

- 1 広域景観形成をさらに加速させる
- 2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する
- 3 静岡の景観を全ての地域から底上げする
- 4 ありとあらゆる機会を活用して景観研砕に取り組む
- 5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観研砕を進める
- 6 景観研砕をマネジメントする

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

目指す姿の実現に向けた「主要方策」

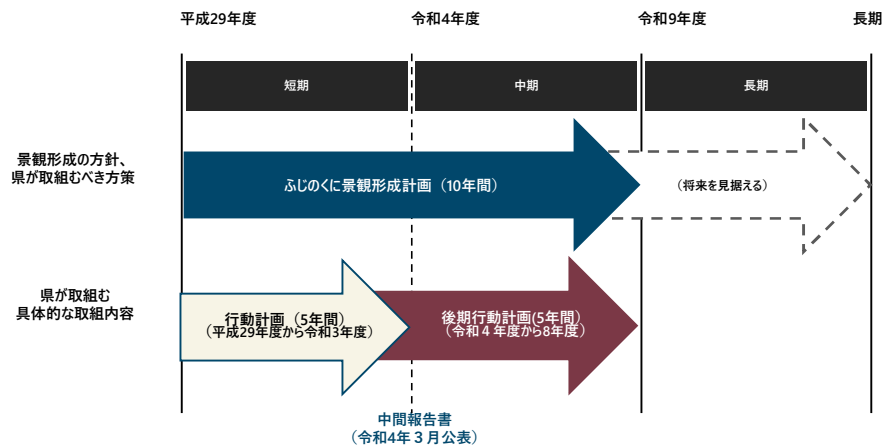


3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

行動計画【後期】の計画期間

ふじのくに景観形成計画に基づいて、県が取組む具体的な取組内容をまとめた行動計画は、計画期間10年間の中間年である令和3年度に中間評価を行いました。

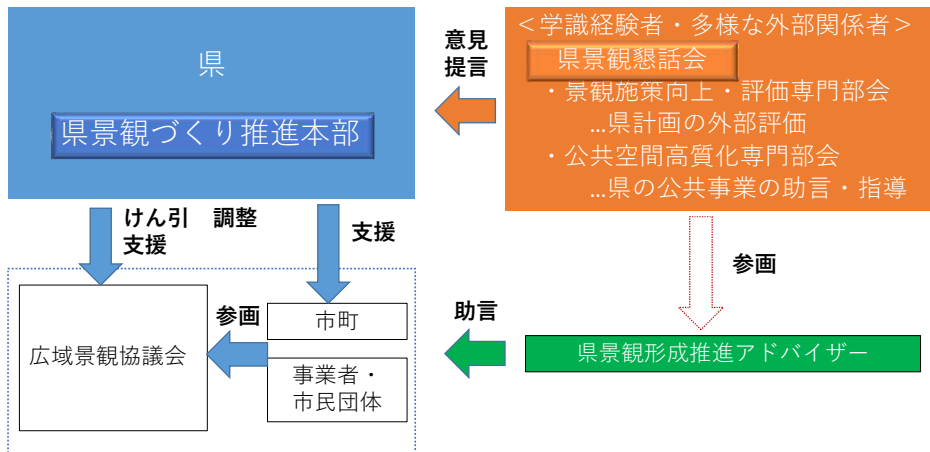
この評価結果を踏まえ、後期5年間である令和4年度から令和8年度における県の取組を行動計画【後期】としてまとめました。



3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

取組の推進体制

景観形成の取組・事業を着実に進める体制をつくるとともに、市町、事業者等の景観形成における積極的な関わりを促すため、外部有識者による意見・助言等の支援体制を構築



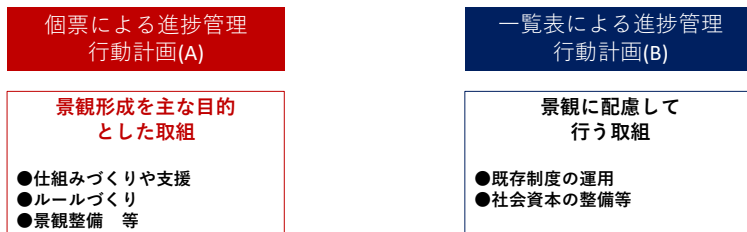
13

3 報告 本県の景観施策及び後期行動計画について

行動計画

行動計画(A)は、景観形成を主目的とした事業であり、個票による進捗管理を行い、毎年、取組や成果を評価した上で、有識者によるアドバイスを受けて評価を行う。

行動計画(B)は、景観形成を主たる目的としない別の目的(要求)から行われる事業であるが、景観への配慮は必要であり、その中でも特に重要な案件を位置付けている。評価は、どの程度の景観配慮ができたかということに主眼を置くため、取組実績を一覧表管理するものである。



14

4 議題

ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について
(「ふじのくに景観形成計画進捗状況評価レポート(案)」関係)

15

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

ふじのくに景観形成計画
進捗状況評価レポート(案)

【令和4年度の取組】

令和5年 月
静岡県

16

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

静岡県景観懇話会 景観施策向上・評価専門部会の開催結果

1 概要

令和2年度に、県景観懇話会の専門部会として「景観施策向上・評価専門部会」を設置した。今回、対面開催により、令和4年度に景観形成計画に基づき実施した事業・取組に係る審議を行った。

なお、部会開催後も進捗状況評価に関して、各委員との書面による意見交換を実施し、評価(案)を確定させた。

・日 時 令和5年6月16日(金) 午後2時30分～4時

・会 場 県庁別館7階第4会議室A

・出席委員 伊藤部会長、天野委員、浅見委員

静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会員

氏名	職名	専門分野
(部会長) 伊藤 光造	特定非営利活動法人 くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	植物生態学
天野 光一	日本大学理工学部 特任教授	景観工学
渡邊 靖乃	三島市社会教育委員	教育

17

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

静岡県景観懇話会 景観施策向上・評価専門部会の開催結果

2 内容(総括評価に関する主な意見)

【主要方策1】

・後期5年間で、ふじのくに回遊式庭園との関係を整理しつつ、本県としての広域景観の構成を研究していく必要がある。

【主要方策3】

・基本的にこの取組は市町に対する支援であるため、もっと「市町」ということを強調すべき。
・県事業以外の特に市町の支援をして底上げしていく、市町の事業をしっかりとやろうということを書けばよい。
・市町の景観計画がまずあって、その下に観光地エリア景観計画があるという記載順にしていただいた方がよい。

【主要方策4】

・行動計画Aが中心に見えるが、実は景観を主目的としていないような様々な行動計画Bが絡んでいる。
つまり、事業実施時に景観を考えた方がよい、機会を決して逃さないということに、結構大きな意味がある。
・景観を主目的としていない事業でも働き掛けによって、通常に比べてよい成果が出てるなら「成果が出てる」と記載すれば良いし、今ひとつの成果ならば、「検討しているものの なかなか景観を主目的としないような事業で景観配慮について一歩踏み込むには、もう少し時間がかかる」と記載すべき。
・必ずしも景観形成を目的としていない、場合によっては、その事業目的に景観形成が入りづらいような事業でも配慮してもらう方向性が求められる。

【その他】

・進捗状況を整理し評価していることは他県でもほとんど例がなく、このこと自体を評価すべき。
それを外部評価のところに書いても良い。

18

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

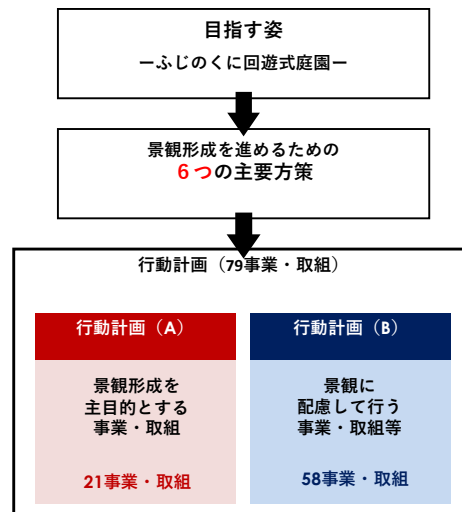
(1) 評価の趣旨

美しい県土づくりをさらに進めるため、景観形成の方針、主要施策、行動計画等を示すとともに、これらが確実に実施されるよう体制や仕組み等のマネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」を、平成29年3月に策定し、公表しました(計画期間:平成29年度～令和8年度)。

計画期間10年間の中間年である令和3年度に中間評価を行い、この評価結果を踏まえ、後期5年間である令和4年度から令和8年度における県の取組を行動計画【後期】としてまとめました。行動計画【後期】は、県が主体的に行う取組として景観形成を主目的とする21の事業・取組(行動計画(A))と景観に配慮して行う58の事業・取組(行動計画(B))の計79の事業・取組を位置付けています。

本計画に位置付けた事業・取組の令和4年度末現在の進捗状況について、有識者で構成する静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会による外部評価を実施した上で、静岡県景観づくり推進本部(行内推進組織)において、進捗管理・評価を行い、その結果を公表します。

「ふじのくに景観形成計画の構成」



19

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

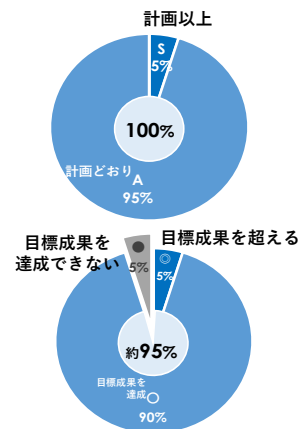
(3) 評価結果

a) 景観形成を主目的とする事業・取組(行動計画(A))の評価

21の事業・取組の進捗状況は、全ての事業・取組が計画どおり又は計画以上の進捗が得られており20の事業・取組(約95%)が目標とする成果を達成できたとの評価になりました。全体としては、令和4年度の取組は、順調に進捗しており、成果も得られているという評価結果となりました。

進捗状況の評価	評価区分	合計
計画以上の進捗が得られている	S	1 (5%)
計画どおり進捗している	A	20 (95%)
進捗に遅れが見られるが計画期間内に完了予定	B	0 (0%)
進捗に遅れがあり、計画期間後に完了予定	C	0 (0%)

目標成果の評価	評価区分	合計
目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の30%を超えるもの	◎	1 (5%)
目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの	○	19 (90%)
目標成果を達成できていないもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の-30%以下	●	1 (5%)
現段階では判断できないもの 統計値等発表前、当該年度に調査なし等	—	0 (0%)



20

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

(4)今後の対応

本計画に掲げた景観形成の目指す姿「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、今回の評価で得られた結果を踏まえ、景観形成を推進していきます。推進に当たっては、県民、事業者、市町等の多様な主体と今後も連携・協働して取り組みます。

令和2年度から行動計画の進捗評価は、行政内部の評価に加え、静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会の委員による外部評価を行っております。外部評価による意見は、景観施策の向上に向けたアドバイスとして、今後の取組に活かしていきます。計画期間10年の中間地点である令和3年度には、これまでの取組評価と後期5年間に推進する県の事業・取組をまとめた行動計画を策定しました。

今回の評価は、後期5年間の行動計画に基づき行う初めての進捗評価となります。継続的に行ってきた取組や新たに位置付けた取組等様々ですが、「ふじのくに回遊式庭園」の景観形成を推進するため、引き続き、静岡県景観づくり推進本部の統括管理のもと、各部署は、主体的に景観形成に取り組みます。なお、今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的に広報していきます。

21

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

(5)外部評価(静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会)による講評

主要方策1 広域景観をさらに加速させる

本主要方策は、「ふじのくに景観形成計画」の目指す姿として描かれている、ふじのくに回遊式庭園の図中の広域の景観形成に関わる方策である。基本的には、複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者とともに推進体制を構築し、広域景観形成を加速するための取組を総合的に展開している。

行動計画01～04はまさに図中の、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖の広域の景観形成に関わる行動計画であり、広域景観協議会により行動計画に基づく取組及び進捗管理を行うと同時に、修景事業の実施や違反広告物対策のノウハウの共有、PR事業等、県と市町が広域で連携した取組を行っており、十分に評価できる。特に、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園のエリアでは、広域景観形成の取組をPRするため、シリーズ化したポスターを作成しており、公共施設やJR駅での掲出は、県が中心となって総合的に展開した取組といえる。特に、平成28年度に行動計画を策定した伊豆圏域において、これまで5か年の取組の中間評価を行っている。屋外広告物は、オリンピック開催にあわせて集中的な取組を行い、大きな成果が上がっている。

行動計画05の駿河湾、旧東海道、国土軸の広域景観については、「ふじのくに回遊式庭園」で、前述の4エリアをつなぐ軸又は帯状の広域景観であり、県レベルのアイデンティティを高めるため重要な取組である。

様々な個々の事業や活動が行われ、それぞれの成果は得られているものの、体系的な取組に関しては進捗がみられていない。この点について、関係する地域の主体的な関りを喚起するため、「景観」のみでは難しい場合、それぞれ地域振興施策・歴史的文化施策・交通施策等との連携が必要とされよう。これらの施策連携を図ることにより更なる体制構築への推進が期待されるものである。

22

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

(5)外部評価(静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会)による講評

主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

公共事業における景観配慮を推進するため、「ふじのくに色彩・デザイン指針」や「専門家による景観検討」について、YouTubeなどを利用した普及啓発を行っていることは、時代に合った方法であり評価できる。「専門家による景観検討」の成果についても十分に良い影響を与えていると評価できる。

清水海岸(三保地区)では、海岸浸食対策が自然を相手とする予測困難な要素がありながら着実に成果が見込まれ、世界文化遺産富士山の構成遺産としてふさわしいものとなることが期待できる。

屋外広告物対策については、県と市町が連携体制を構築して取り組み、各市の主体的な取組を後押しし是正率の着実な向上と沿道景観の改善等が図られており、十分に評価できる。また、先進的な伊豆地域などの是正指導の知見を、各地域の広域景観協議会に設置している屋外広告物WGや各地域の違反屋外広告物対策地域連絡会を通じて共有したことも十分に評価できる。

上記の施策を通じて県内の公共空間の景観の改善や向上が効果的に進捗していることが確認できる。

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする

多様な地域の特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の底上げを図るための方策を展開するため、市町の景観行政支援、地域の景観向上に関わる取組である。

全ての市町が景観行政団体に移行した中、市町の景観行政を県としてどのように支援していくかということがこの主要方策の基本である。支援の対象は、景観計画未策定の市町の景観計画策定の支援、景観重要公共施設の指定に関する支援、個別施設の景観配慮に関する支援など、多岐にわたるが、アドバイザー派遣やセミナー等により、基礎自治体における景観への理解促進の取組は進んでいると評価できる。

「観光地エリア景観計画」では、計画策定時における市民参加や、策定後の進捗状況のチェック等が行われており、観光施設整備における景観向上に大きな成果が挙げられている。今後は「観光地エリア景観計画」も「景観計画」との整合を図るなど、より一層、適切に連携させることが重要である。

23

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

(5)外部評価(静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会)による講評

主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

県の各部局が一体となって景観づくりを推進する取組である。景観形成を主目的とする事業はもちろん、景観形成を主目的としない事業においても、その景観的な影響を鑑み適切な景観配慮を行っていくよう各部局と連携していくという極めて重要な方策である。まずは、このような主要方策を挙げ、かつ点検していることに敬意を払いたい。

既存制度である観光分野での推進は順調に行われており大きな成果が上げられている。景観施策と連携させた許認可制度や助成制度については、林地開発許可や建築協定、開発許可、工場立地や環境影響評価などにおける配慮が記されており、一定の成果が挙げられている。

しかし、特にメガソーラーなど自然エネルギー開発等に伴う景観阻害が懸念される事業においては、これを最小限に留めるよう適切な運用が重要である。

市町の権限に係る制度も含め、これら各種制度の整合的運用が重要である。景観法に基づく届出・勧告制度もその一つであり、適切な運用が望まれている。

主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者根ざした景観形成を進める

景観行政を支える基盤となる人づくりに関わる取組である。それぞれモデル的な取組が進められており、一定の成果が得られて、景観形成に対する意識醸成が進んでいると思われる。また、取組による効果のはかり方は難しく、景観に対する意識の高まりが行動変容につながることの周知ができることよい。

主要方策6 景観形成をマネジメントする

景観施策全般の運営と客観性の担保に係る取組である。県職員、市町職員、県民などに対する、景観行政運営に対する理解の促進とその評価など、一定の成果を上げつつあるが、景観が社会的に重要視されるなか、これらの更なる深化が望まれる。

24

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

総括評価

(5)外部評価(静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会)による講評

以上、本県の景観に係る各方針においては、概ね全体として大きな成果が得られていると評価できる。しかしながら、メガソーラー対策など新たな課題も生じている中、更なる対応の充実が望まれている。

末尾ながら、静岡県における景観への取組であるが、「静岡県景観づくり推進本部」を設置し、「ふじのくに景観形成」に基づく「行動計画」の進捗状況評価を行っていること自体、他県にはほとんどない取組であると考えている。

本評価レポートにおいても、毎年進捗状況を整理し自ら評価し、さらには、静岡県景観懇話会に景観施策向上・評価専門部会を設置し、外部の専門委員の講評を掲載することは更に希少とあって良い。これらの景観施策の評価システム自体が評価されるべきと思う。

また個々の施策に係る講評コメントには、必ずしも耳にやさしいものばかりではないかもしれないが、今後の静岡県の景観行政の糧になってももらえればと考えている次第である。

25

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組

- 06 公共施設整備における景観配慮(交通基盤部)
- 09 違反屋外広告物対策の推進(交通基盤部)
- 17 県費助成や許認可を通じた景観形成(交通基盤部)
- 15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり(経済産業部)
- 16 豊かな暮らし空間創生の促進(くらし・環境部)

*「進捗状況評価レポート(案)」の行動計画(A)の評価書を3分割して表示しています。

26

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 06 公共施設整備における景観配慮

主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する																															
事業・取組名																															
06 公共施設整備における景観配慮【基本方針・景観整備・普及啓発】 担当課 交通基盤部 景観まちづくり課																															
達成目標	公共施設の整備に際し、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発や充実を図り、高質な公共空間を形成する。県が実施主体である大規模な公共施設については、専門家による検討を行う。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組</td> <td colspan="5">ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発・充実</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td colspan="5">説明会等の実施 随時改定</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td colspan="5">説明会等の実施数、参加者数 専門家による検討の実績</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td colspan="5">高質な施設整備 高質な施設整備の実現</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4	R5	R6	R7	R8	取組	ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発・充実					成果	説明会等の実施 随時改定					指標	説明会等の実施数、参加者数 専門家による検討の実績					評価	高質な施設整備 高質な施設整備の実現				
	項目	R4	R5	R6	R7	R8																									
	取組	ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発・充実																													
成果	説明会等の実施 随時改定																														
指標	説明会等の実施数、参加者数 専門家による検討の実績																														
評価	高質な施設整備 高質な施設整備の実現																														
令和4年度の取組実績・成果																															
<p>《取組実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発の充実に向けて、年度当初に県内全土木事務所で開催する土木技術職員説明会での情報提供や11月に技術監理センター主催で行う研修会で事例を含めた説明を行った。 新型コロナウイルス感染防止への対策のため、YouTubeやクラウド上でのファイルダウンロードサービスを活用して「ふじのくに色彩・デザイン指針」や「専門家による景観検討」に関する動画及び研修資料を閲覧できるようにして、普及啓発の充実を図った。 <p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の土木職員研修職員受講者は248名、技術監理センター研修受講者は32名、クラウド上での資料は82ダウンロードされており、様々な機会を活用して普及啓発を行うことができた。 令和4年度の専門家による検討は、設計7件、工事2件の合計9件が行われ、累計実績は86件(平成23年度から令和4年度末)となった。令和4年度の検討は、約8割が設計段階での検討であり、設計段階から専門家による景観検討を行うことが組織内に浸透してきている。 専門家による検討内容及びその結果を、現場の担当職員も含め情報共有を行うため、これまでの検討実績及び現場状況をまとめた資料を閲覧できるしくみを県のGIS上で構築し、令和5年度の公開に向けた準備を行った。 																															

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 06 公共施設整備における景観配慮



専門家による検討の実務など一連の手続き・準備を3分動画で公開



水門詳細設計段階での専門家による景観検討の様子

構造物が新設される現場の周辺景観を現地で確認した上で、現場事務所設計図面をもとに、デザインや地盤面の処理、手摺の色彩などのアドバイスを受けました。設計内容の修正案は、来年度以降に相談を予定している。

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 06 公共施設整備における景観配慮

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	<ul style="list-style-type: none"> 動画やクラウド上での資料ダウンロードなど、職員が常時必要な情報にアクセスできるコンテンツを作成し、普及啓発の充実を図ることができた。 説明会は、出先事務所の土木職員の半数以上(約56%)受講しており、専門家による景観検討は9件と年間平均回数約7回を上回ることができた。
A	○	
今後の予定		
□R4完了	■継続	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図りつつ普及啓発に努め、県職員や建設業者等の景観形成に対する意識の向上と高質な公共空間を形成を推進する。 専門家による個別検討は、助言内容を反映できる設計段階の初期に行えるように引き続き大規模事業担当者へのアナウンスをする。
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント(天野委員)		
<ul style="list-style-type: none"> 継続案件ではあるが、順調であると思われる。YouTubeなどを利用し、普及啓発を図っていることは時代にあった普及方法であり評価できる。また、個別検討の実績をGISで公開することも、どのように検討され、アドバイスされたのかを共有でき、現場で有効であると考えている。今後は、公共施設整備における景観配慮に対する予算配慮についても考えていくべきである。 		

29

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 09 違反屋外広告物対策の推進

主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する																									
事業・取組名																									
09 違反屋外広告物対策の推進【規制誘導・普及啓発】																									
担当課 交通基盤部 景観まちづくり課																									
達成目標	<p>東京五輪を契機として行った伊豆半島における違反野立て広告物の是正指導により得られた知見等を県内全市町に展開・継承するとともに、新たな違反広告物が発生しないよう普及啓発等を実施し県内沿道景観の改善を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組</td> <td colspan="5">知見の展開・継承、制度の普及啓発等 各地域景観協議会を通じた知見等の展開・継承 適正化旬間等を活用した普及啓発の実施、講習会の実施</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td colspan="5">違反広告物への対応力向上、制度の理解促進 違反広告物に対する職員の対応力向上、制度の理解促進、屋外広告業者の育成</td> </tr> <tr> <td>継続の質</td> <td colspan="5">違反広告物の是正等による景観の変化 県内各地域の沿道景観の改善</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4	R5	R6	R7	R8	取組	知見の展開・継承、制度の普及啓発等 各地域景観協議会を通じた知見等の展開・継承 適正化旬間等を活用した普及啓発の実施、講習会の実施					成果	違反広告物への対応力向上、制度の理解促進 違反広告物に対する職員の対応力向上、制度の理解促進、屋外広告業者の育成					継続の質	違反広告物の是正等による景観の変化 県内各地域の沿道景観の改善				
項目	R4	R5	R6	R7	R8																				
取組	知見の展開・継承、制度の普及啓発等 各地域景観協議会を通じた知見等の展開・継承 適正化旬間等を活用した普及啓発の実施、講習会の実施																								
成果	違反広告物への対応力向上、制度の理解促進 違反広告物に対する職員の対応力向上、制度の理解促進、屋外広告業者の育成																								
継続の質	違反広告物の是正等による景観の変化 県内各地域の沿道景観の改善																								
令和4年度の取組実績・成果																									
<p>《取組実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反広告物対策は、市域は市が、町域は県土木事務所が実施するため、県と市町が連携体制を構築して取り組み、各市の主体的な取組を後押しし是正率の着実な向上と沿道景観の改善等が図られた。 各地域の広域景観協議会に設置している屋外広告物WGや各地域の違反屋外広告物対策地域連絡会を通じて、伊豆半島の先進的な是正指導の知見だけでなく、各地域で取り組んだ是正指導の知見を共有することで、職員の対応力向上を図った。 9月1日～10日の屋外広告物適正化旬間では、県下一斉で違反広告物パトロールや広報誌・チラシ等による普及啓発活動を実施した(延べ101名の行政職員等が参加、84件の簡易広告物を除却)。 屋外広告物講習会を実施し、79名が受講し屋外広告業者の育成を図った。 																									

30

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 09 違反屋外広告物対策の推進

〈成果〉(令和5年3月末時点)

地区	指導開始時の違反件数	是正件数	是正率
伊豆半島の幹線道路沿い(13市町)	2,232件	2,091件	94%
ロードレースコース沿線(3市町)	144件	144件	是正完了



違反広告物の是正



是正指導の知見共有(屋外広告物WG)



適正化旬間
(R4.9.8伊豆新聞)



屋外広告物講習会

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 09 違反屋外広告物対策の推進

評価		要因分析・改善点				
<table border="1"> <tr> <td>進捗状況</td> <td>目標成果</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>○</td> </tr> </table>	進捗状況	目標成果	A	○		<ul style="list-style-type: none"> 是正事例の共有等により、職員の対応力向上を図ることができ、着実な是正率の向上と沿道景観の改善に寄与している。 屋外広告業者や広告主の制度に対する習熟を深めるとともに、一般県民等の制度認知向上が必要である。
進捗状況	目標成果					
A	○					
今後の予定						
<input type="checkbox"/> R4完了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		<ul style="list-style-type: none"> 各広域景観協議会の屋外広告物WGや違反屋外広告物対策連絡会を、継続して開催し、県全体で是正指導のノウハウを共有するなど、違反広告物対策を推進していく。 新たな違反広告物が設置されないよう、屋外広告業者や広告主への理解促進や、一般県民等への広報啓発を図っていく。 				
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント (天野委員)						
<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物の是正が進んでいるようであり好ましい結果といえる。違反してもバレルまで出したほうが得であるなどという状況は極めてまずい。今後、是正指導のためのノウハウの共有とあるが、そのノウハウをどのように周知していくか、本報告書も一つの手段ではあるが様々な方法を検討されたい。 						

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 17 県費助成や許認可を通じた景観形成

主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む																																				
事業・取組名																																				
17 県費助成や許認可を通じた景観形成【規制誘導・景観整備】 担当課 交通基盤部 景観まちづくり課																																				
達成目標	景観施策と連携させた許認可制度や助成制度について、既存の制度(観光地域づくり整備事業等)を推進しつつ、さらに見直しや新設を検討し、制度を通じた良好な景観形成を実現する。																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組</td> <td colspan="5">景観施策と連携させた制度の推進・検討</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td colspan="5">既存制度の推進(事例集の作成等) 連携制度の見直し検討、新たな連携制度の検討</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>観光地域づくり整備計画策定数</td> <td>計44計画</td> <td>計52計画</td> <td>計61計画</td> <td>計70計画</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>制度を通じた良好な景観形成</td> <td colspan="4">関連計画の見直し</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td colspan="5">良好な整備場所の実現</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4	R5	R6	R7	R8	取組	景観施策と連携させた制度の推進・検討					成果	既存制度の推進(事例集の作成等) 連携制度の見直し検討、新たな連携制度の検討					取組	観光地域づくり整備計画策定数	計44計画	計52計画	計61計画	計70計画	取組	制度を通じた良好な景観形成	関連計画の見直し				取組	良好な整備場所の実現			
項目	R4	R5	R6	R7	R8																															
取組	景観施策と連携させた制度の推進・検討																																			
成果	既存制度の推進(事例集の作成等) 連携制度の見直し検討、新たな連携制度の検討																																			
取組	観光地域づくり整備計画策定数	計44計画	計52計画	計61計画	計70計画																															
取組	制度を通じた良好な景観形成	関連計画の見直し																																		
取組	良好な整備場所の実現																																			
令和4年度の取組実績・成果																																				
<p>≪取組実績≫</p> <p>○観光地域づくり整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「観光地エリア景観計画」の策定を観光政策課所管の「観光地域づくり整備事業補助金」の採択条件とし、また、設計時及び完成時の景観チェックを実施することで、景観と調和した観光施設整備を進めている。令和4年度は、「観光地エリア景観計画」に基づく19箇所の観光施設整備について、県市町観光担当課等と連携し、景観チェック(設計時及び完成時)を行った。 <p>○静岡県景観形成推進アドバイザー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の景観計画の策定や公共施設の整備等に対して、県が登録した景観工学や色彩等の専門的な知識を有するアドバイザーを派遣しており、派遣費用について県が助成している。令和4年度は、18件のアドバイザー派遣を行ったほか、事例集「ポジティブチェックのすすめ」を作成し制度活用の推進を図った。 <p>○美しいいなみ整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 美しいいなみ整備事業では、道路に面する危険なブロック塀の撤去等に併せて、景観に配慮した安全で美しいまちなみへの誘導を図るため、植栽や生垣等植地帯の形成を行うものに対する補助制度を有する市町へ県が助成している。5市町が補助制度を創設しており、令和4年度の補助件数は13件。 <p>○環境影響評価等における連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> メガソーラーの環境影響評価や土地利用事業において関係各課と連携し、景観面からも関与している。 																																				

33

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 17 県費助成や許認可を通じた景観形成

≪成果≫

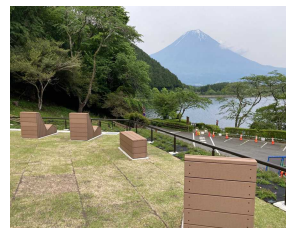
- 県観光政策課は、市町が策定した観光地域づくり整備計画に位置付けられた施設整備に対して助成をしており、令和4年度末までに策定された整備計画は47計画となっている。



■アドバイザー制度事例集(R4)



景観と調和した公園整備
(しろばんばの里公園:伊豆市)



富士山眺望を楽しめる施設整備
(田貴湖キャンプ場北サイト:富士宮市)

34

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 17 県費助成や許認可を通じた景観形成

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	<ul style="list-style-type: none"> 県市町観光部局による調整のほか、市町景観部局へ観光地域づくり整備事業の周知を行うことで計画の策定が進み、景観と調和した観光施設の整備が進むなど、既存制度の推進ができた。
A	O	
今後の予定		
<input type="checkbox"/> R4完了	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も観光地域づくり整備計画の策定を促進し、良好な整備箇所の整備が進められるよう、観光地エリア景観計画の作成促進及び景観チェックを実施していく。 既存以外の制度について、景観施策との連携の可能性を検討するため、対象事業の整理、連携方法の検討等を行う。
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）		
<ul style="list-style-type: none"> 「観光地エリア景観計画」に基づく「観光地域づくり整備事業補助金制度」の運用は、景観整備面でも大きな効果をもたらしている。また過年度からの森林法・環境影響評価法等の運用に関連する取組で、メガソーラー開発に伴う景観保全にかかる措置の適切な運用が可能になるなどの成果が見られており、評価すべきである。しかしながら県所管補助制度、環境や土地利用等の許認可に係る制度運用で景観向上を図る措置に関しては、まだまだ多数の課題があり、今後の積極的な取組が望まれる。 		

35

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる																									
事業・取組名																									
15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり【普及啓発・その他】 担当課 経済産業部 農地保全課																									
達成目標	<p>地域資源の保全・活用に先進的に取り組んでいる集落を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信しながら、邑と多様な主体との連携による協働の取組を支援し、農村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組</td> <td>美しく品格のある邑づくりの推進</td> <td colspan="4">広報、多様な主体との協働、人材育成</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td>ふじのくに美しく品格のある邑づくりの参加者数</td> <td colspan="4">基準：73,058人（令和2年） 目標：87,600人（令和7年）</td> </tr> <tr> <td>景観の質</td> <td>農村景観の保全</td> <td colspan="3">—</td> <td>農村景観の持続、活用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ふじのくに美農里プロジェクト、しずおか農山村サポーター「むらサボ」、しずおか棚田・里地クラブ、一社一村しずおか運動等の協働活動やオンラインの交流等に参加した人数(重複除く実数)</p>	項目	R4	R5	R6	R7	R8	取組	美しく品格のある邑づくりの推進	広報、多様な主体との協働、人材育成				成果	ふじのくに美しく品格のある邑づくりの参加者数	基準：73,058人（令和2年） 目標：87,600人（令和7年）				景観の質	農村景観の保全	—			農村景観の持続、活用
項目	R4	R5	R6	R7	R8																				
取組	美しく品格のある邑づくりの推進	広報、多様な主体との協働、人材育成																							
成果	ふじのくに美しく品格のある邑づくりの参加者数	基準：73,058人（令和2年） 目標：87,600人（令和7年）																							
景観の質	農村景観の保全	—			農村景観の持続、活用																				
令和4年度の取組実績・成果																									
<p>≪取組実績≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報 <ul style="list-style-type: none"> ふじのくに美しく品格のある邑として農山村の景観等地域資源の保全に取り組む地域を 新たに3地域登録。 各邑の景観保全等の取組を県民に広報する季刊誌を年4回発行。 しずおか農山村サポーター「むらサボ」により、農山村の美しい景観等の情報をメール マガジンやフェイスブック等SNSにて発信。(R4年度末までに約5,574名が登録) ● 多様な主体との協働 <ul style="list-style-type: none"> 「むらサボ」に登録した企業会員や一社一村しずおか運動協定企業により、企業の技術やアイデアを活かした邑づくりへの参加が実施されており、地域との協働活動による棚田保全や商品開発など課題解決や活性化の一助となっている。 ● 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 農山村に関する課題等を相談できる「ワンストップ窓口」を県内4地域に開設し、農村景観といった地域資源を情報発信する研修会等を開催したほか、個別の相談に対応。(研修会4回、相談件数53件) 																									

36

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり

◀成果(令和4年度期待値:80,400人)▶

- ふじのくに美しく品格のある邑づくり参加者数:78,211人(R4年度未実績。期待値の9割達成。)



■邑の取組を紹介する季刊誌「むらのおと」



■一社一村しずおか運動 認定式(菊川市倉沢地区「せんがまち棚田」)
[鈴与㈱×グローバルデザインスクール㈱×特定非営利活動法人
せんがまち棚田倶楽部]

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり

評価		要因分析・改善点
進捗状況 A	目標成果 ○	<ul style="list-style-type: none"> 季刊誌等を通じた情報発信により、農山村地域の景観保全の必要性について、県民に対して周知できた。また、地域外の企業・団体との協働活動により、景観保全活動が推進された。
今後の予定		
<input type="checkbox"/> R4完了	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<ul style="list-style-type: none"> ウィズコロナ、アフターコロナの時代性を考慮し、情報発信や各種研修会内容等について、より効果的な方策を模索する。 企業等多様な主体との連携を拡大し、より効果的な情報発信を行っていく。 ワンストップ窓口の周知を図るとともに、地域のニーズに応じた研修会を開催することで、より多くの農山村地域の景観保全に関わる人材を育成していく。
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント(浅見委員)		
<ul style="list-style-type: none"> 計画前期と同様に、広報、多様な主体との協働、人材育成など、多面的な取り組みを行い、農村景観の持続と活用を進めていることが伺える。 農村景観を持続するためには継続して農作業を行う後継者の育成が欠かせない。行動計画の後期では関係人口の増大のみならず、登録した地域(ふじのくに美しく品格のある邑)間の情報共有の場を設けて課題解決を図るなど、技術を習得した担い手の増大についても計画に盛り込めるよう検討を進めていくことを期待する。 		

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 16 豊かな暮らし空間創生の促進

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる																									
事業・取組名																									
16 豊かな暮らし空間創生の促進【普及啓発・景観整備】																									
担当課 くらし・環境部 住まいづくり課																									
達成目標	生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備するため、「豊かな暮らし空間創生住宅地」に係る講演会の開催やアドバイザーの派遣など普及啓発を図る取組を行う。また、一定の基準を満たした住宅地を認定し、ふじのくにフロンティア推進区域等における住宅地整備に対する助成を行い、豊かな暮らし空間を創出し、快適な暮らし空間の実現を図る。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組</td> <td colspan="5">景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発 講演会の開催やアドバイザーの派遣</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td colspan="5">豊かな暮らし空間創生住宅地の認定・助成 基準 314区画（令和2年度）ー目標 660区画（令和8年度）</td> </tr> <tr> <td>景観の質</td> <td colspan="5">景観に配慮した住環境 認定住宅地の整備状況</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4	R5	R6	R7	R8	取組	景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発 講演会の開催やアドバイザーの派遣					成果	豊かな暮らし空間創生住宅地の認定・助成 基準 314区画（令和2年度）ー目標 660区画（令和8年度）					景観の質	景観に配慮した住環境 認定住宅地の整備状況				
項目	R4	R5	R6	R7	R8																				
取組	景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発 講演会の開催やアドバイザーの派遣																								
成果	豊かな暮らし空間創生住宅地の認定・助成 基準 314区画（令和2年度）ー目標 660区画（令和8年度）																								
景観の質	景観に配慮した住環境 認定住宅地の整備状況																								
令和4年度の取組実績・成果																									
<p>＜取組実績＞</p> <p>・「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発のため、事業者等を対象に、令和4年1月に造成工事が完了した、豊かな暮らし空間創生住宅地「しまだみそらガーデンプレイス」において、豊かな暮らし空間創生アドバイザーである二瓶正史氏及び寒竹伸一氏の解説による現場見学会を実施した。</p> <p>＜成果(令和4年期待値:450区画)＞</p> <p>・目標450区画(令和4年度)の認定目標に対してこれまでに360区画を認定した(期待値450区画の7割は達成)。</p>																									

39

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部局の主な取組 16 豊かな暮らし空間創生の促進

配置図



現地見学会

開催日: 令和4年11月4日(金)
参加者: 29名



40

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

各部署の主な取組 16 豊かな暮らし空間創生の促進

評価		要因分析・改善点				
<table border="1"> <tr> <td>進捗状況</td> <td>目標成果</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>○</td> </tr> </table>	進捗状況	目標成果	A	○		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度より開発企業などへの訪問回数を年間15回に増やし実施したが、令和4年度は新たな認定は無かったことから、市町や企業に対して認定制度や整備費助成制度の更なる周知が必要。 県民に対して、研修会などを通じて認定住宅地の意義や魅力についての理解を促進するとともに、認定のインセンティブとなる支援制度創設の検討が必要。
進捗状況	目標成果					
A	○					
今後の予定						
<input type="checkbox"/> R4完了	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<ul style="list-style-type: none"> 静岡らしいゆとりある職住一体の住まい「プラス〇の住まい」と関連付けることで、住む人のライフスタイルと景観を調和させることを目指し、開発事業者だけでなく、住宅事業者にも普及啓発を促進する。 				
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）						
<ul style="list-style-type: none"> 開発企業への訪問回数を増やしたにもかかわらず、令和4年度は住宅団地の新たな認定はなく、目標区画数も期待値の7割となっている。改善点にも記しているように、認定のインセンティブとなる支援制度創設の検討など、要因をしっかりと分析した上で効果的な取り組みに繋げていく必要がある。 						

41

4 議題 ふじのくに景観形成計画進捗状況評価(案)について

意見交換

42

参考資料1

ふじのくに景観形成計画行動計画進捗状況の評価方法

1 「進捗状況」の評価

進捗状況の評価の評価基準は、4段階（S、A、B、C、—）で評価

評価	内 容
S	計画以上の進捗が得られている
A	計画どおり進捗している
B	進捗に遅れが見られるが計画期間（令和8年度）内に完了予定
C	進捗に遅れがあり、計画期間（令和8年度）終了後に完了予定
—	完了または当該年度（令和4年度）計画なし

※計画は、①達成目標に記載のある評価年次の取組内容

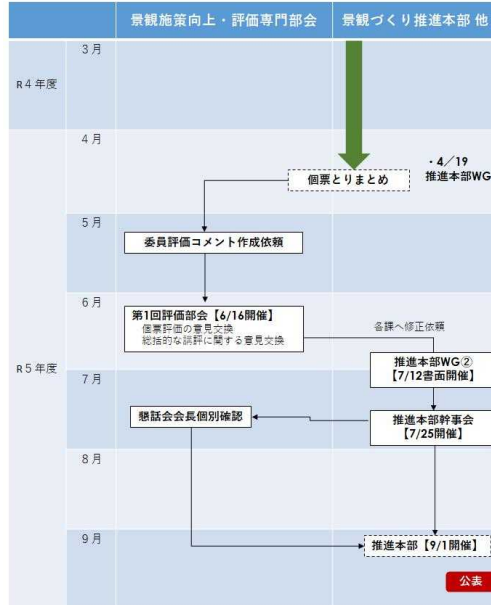
2 「目標成果」の達成状況

取組により期待される「成果」に対する達成状況を3段階（◎、○、●、—）で評価

評価	内 容
◎	成果実績が「目標値」を超えるもの又は「期待値」の30%を超えるもの
○	成果実績が「目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの
●	成果実績が「目標値」未達又は「期待値」の推移の-30%未満
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

参考資料2

ふじのくに景観形成計画 進捗状況評価スケジュール



参考資料3

静岡県景観づくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 景観施策の総合的、効果的な推進を図るため、静岡県景観づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- ふじのくに景観形成計画の策定及び推進に関すること。
- その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 推進本部は本部長、副本部長及び本部長をもって組織する。
- 本部長には副知事を、副本部長には交通基盤部長をもって充てる。
- 本部長は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

- 推進本部は本部長が招集し、これを主宰する。
- 本部長は、本部長及び副本部長を補佐し、分担事務を処理する。
- 本部長が必要と認めるときは、本部長以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

- 推進本部の円滑な運営のため、幹事会を置く。
- 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 幹事長は、交通基盤部都市局技監をもって充てる。
- 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 幹事会は、推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理する。
- 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、幹事が属する課等で構成し、必要に応じて、その他の関係課等を加えることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、交通基盤部都市局景観まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成28年6月16日から施行する。
- 静岡県景観形成推進連絡協議会設置要綱（平成16年5月27日施行）は廃止する。

(以下の「附則」略)